

# 令和5年度当初予算編成方針

令和4年10月  
宮 崎 県



# I 予算編成の基本的な考え方

---

国は、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「経済財政運営と改革の基本方針2022」を踏まえ、歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するため、「重要政策推進枠」を措置することとしている。

また、地方財政については、総務省の概算要求において、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、出口ベースで18.2兆円（令和4年度当初予算比0.1兆円増）を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しており、今後、その動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和5年度当初予算の編成に当たっては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策（以下「国土強靱化対策」という。）をはじめとする本県の諸課題に適確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対策（以下「新型コロナ対策」という。）や原油価格・物価高騰等対策（以下「物価高騰等対策」という。）などによる県民生活や地域経済の着実な再生と、将来を見据えた新たな成長活力の創出に向けて、積極的な展開を図る。

## 1 優先度の高い施策の構築等

本県が抱える課題に適確に対応する優先度の高い施策を積極的に推進するため、別紙「令和5年度の施策の構築に当たっての視点」に基づき、効果が高い施策を構築し、その効果の検証を行う。

## 2 政策推進のための財政の健全性の確保

優先度の高い施策等を推進するため、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策、国民スポーツ大会開催に伴う経費など多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るべく、市町村や関係団体等との適切な連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図り、計画的な予算計上を行う。

## 3 骨格予算としての編成

令和5年度当初予算は、令和5年1月が知事の改選期に当たるため、骨格予算として編成する。

このため、要求段階においては、暫定的に現行制度等に基づき見込み得る年間予算を要求し、当初予算に計上されなかった新たな政策的経費等については、6月補正予算で計上する。

また、制度改正に伴う経費や災害関係経費、新型コロナ対策や物価高騰等対策に要する経費など真にやむを得ないものを除き、原則として、年度途中の予算の補正は行わない。

## Ⅱ 全般的事項

---

### 1 予算要求限度額

令和5年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源」という。）を基準として次のとおりとする。

ただし、新型コロナ対策及び物価高騰等対策に要する経費並びに国土強靱化対策に係る公共事業費については、今後の国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において適切に対応する。

#### (1) 公共事業費（事務費を含む。）

##### ① 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

令和4年度当初予算における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の範囲内とする。

##### ② 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は所要額とし、それ以外の経費は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ③ 直轄事業負担金

高速自動車国道及び高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路（以下「高速道路」という。）に係る負担金は、内示見込額とする。

高速道路以外の負担金は、今年度当初予算額の範囲内とする。

##### ④ 災害復旧事業費

令和4年台風第14号災害対策に係る事業については所要額とするとともに、過去の実績等を考慮した適切な事業費とする。

##### ⑤ 国土強靱化対策に係る公共事業費

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方負担額等に十分留意した上で、①とは別途要求を認める。

#### (2) 公共事業費以外の経費

予算要求限度額対象経費（終期到来等による当然減を除く。）は、今年度当初予算額の範囲内とする。

ただし、令和5年度新規・改善事業（以下「新規・改善事業」という。）に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途示す要求限度額の範囲内とする。

なお、宮崎県再生基金等の特定目的基金を活用した事業、優先度の高い施策及び施設の維持管理等に要する経費については、関係部局と調整の上、別途要求を認める。

### **(3) 新型コロナ対策及び物価高騰等対策に要する経費**

医療提供体制への負荷や社会経済の状況等を踏まえ、特段の配慮が必要な事業については、国の予算編成の動向等の把握に努め、財源の確保等に十分留意した上で、別途要求を認める。

## **3 事業構築に当たっての留意事項**

### **(1) 新規・改善事業**

新規・改善事業の構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、以下の点に留意すること。

- ① 県の果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業を構築する。
- ② 令和4年度までの終期到来事業を踏まえ、事務事業の見直しにおいて確認した課題等の分析に基づき、構築する。
- ③ 事業の成果を検証するために、原則として、事業と関連性の高い指標（KPI）の設定を行う。
- ④ 事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。
- ⑤ 事業終期（原則3年）を設定し、事業期間中も毎年度の成果を踏まえ、継続的に改善に努める。

### **(2) 部局間の連携・調整**

複数部局が関係する事業は、より効果的・効率的な事業となるよう関係部局間で連携・調整を行う。

また、施設整備関係の予算を計上する際には、県土整備部と十分に協議・検討を行う。

### Ⅲ 歳入に関する事項

---

歳入については、財源を積極的に確保することとし、次に掲げる点に留意する。

#### 1 県税及び地方消費税清算金

税制改正に適切に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済情勢等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

#### 2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方財政計画及び過去の実績等を考慮して適正な収入見込額を計上する。

#### 3 国庫支出金

国の予算を十分に確認し、活用可能な補助金等を確保するとともに、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

#### 4 県債

今後、多額の県債発行が見込まれることから、可能な限り公債費負担を軽減するため、交付税措置のある有利な県債を活用するとともに、発行にあたっては、金融市場の動向に応じた適正な条件設定を行う。

#### 5 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料について見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。

#### 6 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、民間資金の活用により有効活用が可能な資産については、貸付等により、恒常的な収入が得られるよう、有効活用を検討する。

#### 7 その他

- (1) 新たな広告収入及び宝くじ収入等の積極的な確保に努める。
- (2) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入を確保する。
- (3) 使用料・手数料徴収等の公金収納について、キャッシュレス化など収納方法の多様化を検討する。

## IV 歳出に関する事項

---

歳出については、義務的経費を含むすべての経費について事業等の効果を検証した上で、ゼロベースから徹底して見直すこととし、次に掲げる点に留意する。

### 1 人件費、扶助費及び公債費

所要額を適確に計上する。

なお、本県職員の段階的な定年延長が検討されていることから、その実施に合わせ、退職手当基金の設置について検討する。

### 2 公共事業費

(1) 補助公共事業費等については、国の予算の確保に努め、事業計画に基づき効率的な投資を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。

(2) 県単独公共事業費については、緊急性や優先度等を十分検討し、計画的に措置する。

### 3 一般国庫補助事業費

(1) 国の予算を十分確認するとともに、緊急性や効果等を検討の上、事業の選択を行う。

(2) 県費による継ぎ足し補助は、原則として認めない。

(3) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業については、県費振替による実施は原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

### 4 物件費等

(1) IT調達関係経費については、節減・効率化を図るため、事前に総合政策部へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。

(2) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。

また、競争入札によらず、企画提案方式等により契約の相手方を選定する場合においては、企画内容等の他、事業の経済性についても必ず考慮する。

(3) 各種会議等に係る旅費や会場使用料等については、情報共有や現地調査等による人材育成の必要性などを十分考慮の上、Web会議等の活用を含め、その必要性を検討する。

### 5 県単独補助金

すべての補助金について、次に掲げる内容を踏まえ、補助目的や費用対効果等の客観的な分析・検証を行う。また、見直しに当たっては、事前に関係団体や市町村等に十分な説明を行う。

- (1) 補助対象経費は、事業効果が最大限に発揮されるものを対象とする。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間支出しているものについて、補助金の縮小・廃止等を検討する。
- (3) 同じ団体等に複数の補助金を交付している場合には、整理統合による効率化・重点化を進める。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図る。
- (5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮する。

市町村等が事業主体となる補助公共事業費に係る市町村負担分については、地方財政措置が講じられていることから、継ぎ足し補助は原則として認めない。

## 6 貸付金

公社及び第三セクター等に対する短期貸付のうち、毎年度反復かつ継続的に行われているものは計画的に解消する。

## 7 繰出金

独立採算が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計については、多大な余剰金が生じないように適切な予算規模とする。